



BUREAU
VERITAS

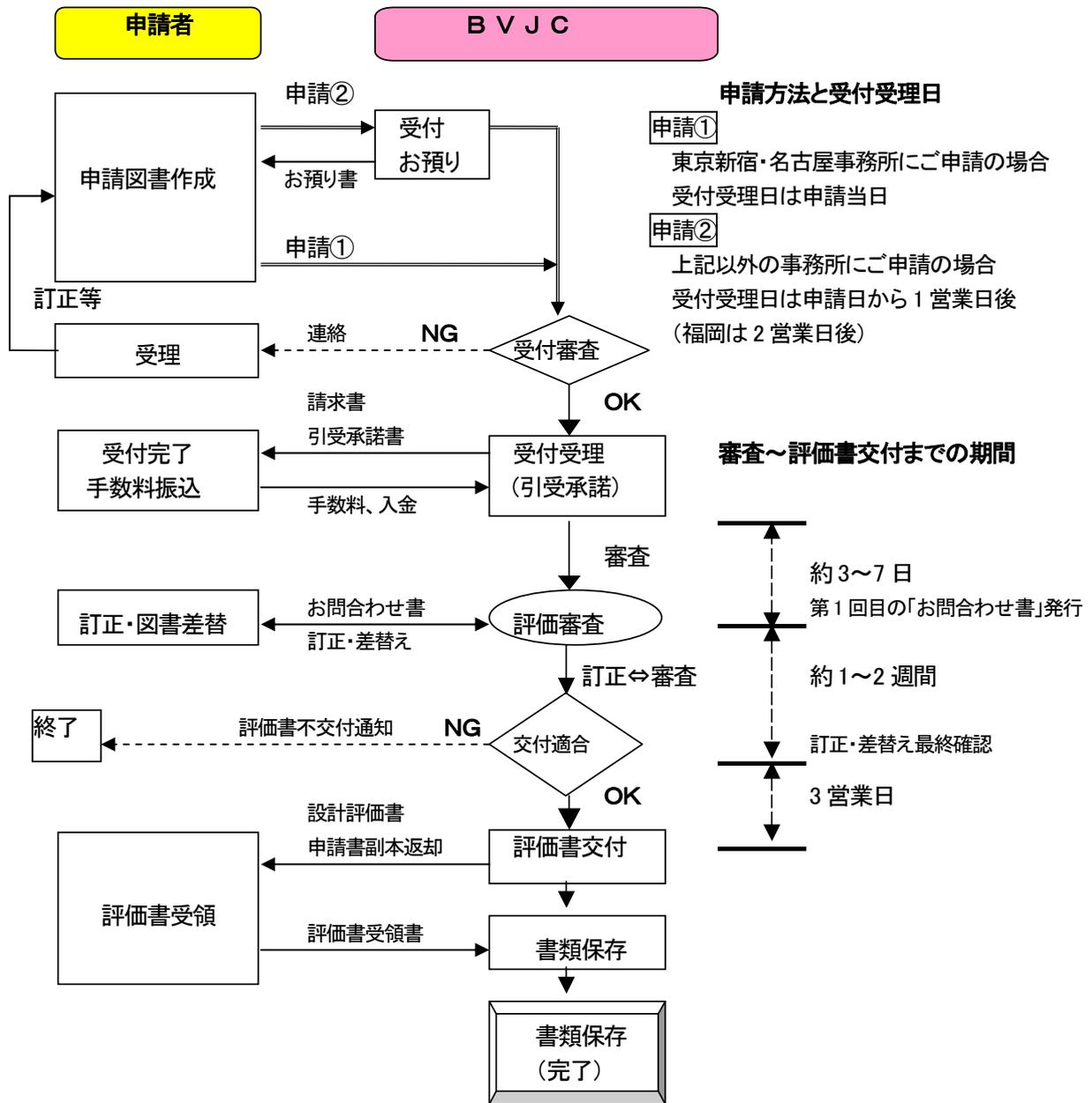
設計住宅性能評価の申請要領 (戸建て住宅)

2002年	4月	4日	制定
2009年	3月	30日	改定
2011年	1月	4日	改定

ビューローベリタス ジャパン株式会社

★★★ 設計住宅性能評価申請について ★★★

1) 手続きの流れ (戸建住宅)



- (注)
1. 引受承諾書の業務期日は受付受理日から1ヶ月後とさせていただきます。
 2. 評価書の交付は、訂正・差替えの最終確認後、3営業日後になります。
 3. 建設住宅性能評価を予定される場合は、遅くとも最初の検査(基礎配筋)の10日前までには申請図書の訂正・差替えを完了させて下さい。
 4. 評価書のお引渡しは、手数料ご入金確認後とさせていただきます。

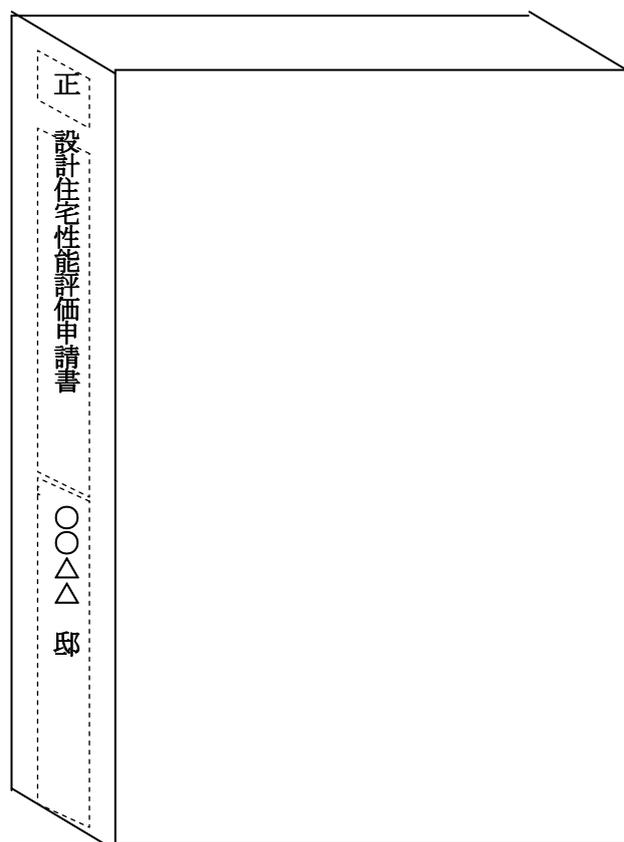
2) 申請に必要な書類一覧 (戸建て住宅)

	提出書類	提出部数
a	設計住宅性能評価申請書 別表 (当社様式)	正 1 部
b	設計住宅性能評価申請書 (当社様式: 1~3 面 4 面は不要)	正・副 各 1 部
c	委任状 (当社様式)	正・副 各 1 部
d	自己評価書 (当社様式)	正・副 各 1 部
e	設計内容説明書 (当社様式)	正・副 各 1 部
f	確認申請時添付の使用建築材料表 (確認申請書 別記 2 号様式) の写し、もしくは代わるもの	正・副 各 1 部
g	確認申請時添付の『第 2 号様式第四面:【8.建築設備の種類】』の写し、もしくは代わるもの	正・副 各 1 部
h	認定書・指定書等の写し (型式・製造者認証・特別評価法認定等を利用する場合)	正・副 各 1 部
i	評価用設計図書 (意匠・構造・設備の図面・計算書等) ※注	正・副 各 1 部

※注: 後頁に記述の「標準的な評価用設計図書」を参照

3) 提出形式

- ① 申請書類 (a ~ i) を A4 版の紙ファイル (フラットファイル) 又はパイプ式ファイルに綴じて提出してください。なお、図面は原則 A3 縮小版とし A4 版にたたんでファイルに綴じてください。
- ② 申請書類のファイルの背表紙は、下図を参考に作成願います。



背表紙作成上のお願い

- ・ 正本副本の識別をして下さい。

4) 申請図書の返却

設計住宅性能評価書交付時に、申請書副本 (添付図書含む) を返却致します。

5) 設計住宅性能評価の受付から評価書交付まで（戸建て住宅）

受付

- ① 申請受付はBVJCの下記事務所でを行います。

東京新宿	名古屋	大阪	仙台	横浜
◎	◎	○	○	○
東京御茶ノ水	立川	千葉	埼玉	福岡
○	○	○	○	○

凡例 ◎：受付及び評価書交付事務所（以下、交付事務所という） ○：受付事務所

- ② 東京新宿事務所・名古屋事務所にご申請の場合は、その場で受付受理を行い引受承諾書及び手数料請求書をお渡しいたします。
- ③ 上記②以外の事務所にご申請の場合は、受付し『お預り書』を発行致します。受付受理日は引受承諾書の発行日となります。（受付日から1営業日後、但し福岡は2営業日）この場合、引受承諾書および手数料請求書を所定の送付先に郵送いたします。
- ⑤ 引受承諾書の業務期日は、原則1ヶ月後とさせていただきます。（実際の業務期間は訂正にかかる日数により前後いたします）

審査・訂正等

- ① 設計審査や評価書交付は、交付事務所で行います。
- ② 受付受理后、3～7日でお問合わせ書をFax等でお送りいたします。
- ③ お問合わせ項目が多い場合は、審査順に複数に分けてお問合わせ書をお送りする場合があります。
- ④ お問合わせ事項に関し、速やかにご回答やご訂正を頂ければ審査は早く進みます。（ご協力願います）
- ⑤ 受付事務へご申請の場合の申請図書の訂正について
- お問合わせ書のご回答を審査担当者が確認後、受付事務所にて訂正・差替えを行ってください。
 - 訂正・差替えの最終確認は交付事務所の審査担当者が行います。
 - 上記に係らず、審査担当者がいる交付事務所にて訂正・差替えを行うことも可能です。
- ⑥ 建設住宅性能評価を予定される場合は、設計住宅性能評価書の交付を受け、建設評価の最初の検査（基礎配筋）の7日前までに建設住宅性能評価申請をして検査依頼ができるようにご準備ください。
（設計住宅性能評価申請図書の訂正・差替えは、遅くとも最初の検査の10日前に完了するようにお願いいたします）

評価書交付

- ① 評価書交付は、申請図書の訂正・差替の最終確認後、3営業日後になります。
- ② 評価書のお引渡しは、手数料お支払い確認後とさせていただきます。
- ③ 評価書お引渡しは、原則としてご申請の事務所にて行います。
- ④ 評価書受領の際には、『受領書』に記名・捺印いただきますので、申請者もしくは申請代理者の印鑑をご持参下さい。

【注記】

郵送等による申請書受付は、原則お断りしております。また、評価書及び申請書副本の郵送による返却も同様です。やむをえない事由により郵送等による受付・受領をご希望の場合は、事前に担当者とお打合せ下さい。

★★★ 設計住宅性能評価申請書作成について ★★★

1) 添付図書に必要な記載事項 (H12年建設省告示1660号より)

図書の種類	記載事項
自己評価書	評価項目毎の自己評価結果
設計内容説明書	自己評価の根拠となる設計内容
付近見取り図	方位・道路及び目標となる地物
配置図	縮尺・方位・敷地境界線・敷地内における建物の位置・申請に係る建築物と他の建築物との別及び設備配管に係る外部ますの位置
仕様書(仕上げ表を含む)	部材の種別(該当する規格等を含む)、寸法及び取り付け方法
各階平面図	縮尺・方位・間取り・各室用途(特定寝室位置を含む)壁位置及び種類・開口部位置及び構造・延焼ライン内の外壁及び構造・居室・出入口・廊下及び階段寸法・階段の構造・段差の位置及び寸法・配管取出口及び縦管位置・空調ダクト位置・点検用開口部及び掃除口位置・換気口位置並びに設備及び器材の種別
2面以上の立面図	縮尺及び小屋裏換気孔の種別・寸法・位置
断面又は矩計図	縮尺・床高・天井高・軒及び庇の寸法・軒高・建築物高さ並びに外壁・屋根・天井・小屋裏・床・床下・基礎構造等
基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別・寸法(床下換気孔位置)
各階床伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別・寸法
小屋(屋根)伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別・寸法
各部詳細図	縮尺、各部の材料の種別・寸法
各種計算書	構造計算その他計算を要する場合における当該計算の内容

2) 標準的な評価用設計図書(木造3階建て)

① 意匠(設備)関係

意匠図

1	概要・付近見取り図(案内図)	6	立面図(2面以上)
2	敷地面積・建築面・各階求積図	7	矩計図及び断面図
3	特記仕様書及び仕上表	8	居室床面積求積図(光視計算用)
4	配置図(排水ます配置含む)	9	建具表・建具姿図・建具キープラン
5	各階平面図(平面詳細・火災報知設備 兼)	10	換気計算書

計算書等

- ・単純開口率及び方位別開口比計算書
- ・夏季日射侵入率計算書等(必要時)

② 構造関係

構造図

1	構造特記仕様書	5	各階床伏図
2	配筋基準図(木造用)	6	小屋伏図
3	木造標準図	7	軸組図
4	基礎伏図・基礎基礎梁断面表	8	

計算書等

- ・構造設計概要書及び構造計算書(アウトプット含む)
- ・地盤調査報告書写し(実施した場合)

★★★ 設計住宅性能評価書 交付後の 設計変更 について ★★★

★ 『設計評価の記載内容に係わる変更』が生じた場合

変更内容により「変更申請」又は「変更申告」をして下さい。

1) 「変更申請」が必要な場合

変更内容

- ① 評価結果を記載した部分の変更
 - a 等級の変更
 - b. 表示事項の変更（表示値、有無）
- ② 評価結果を記載した部分の変更を要する可能性がある変更
 - a 建て方の変更（共同住宅⇒戸建住宅への変更、階数・構造等の変更）
 - b. 容易に照合が出来ない内容の場合（あらためて構造計算が必要な場合等）
 - c. 評価結果に影響する地名地番等の変更（建築場所が変る場合や大幅な敷地形状変更を伴う場合）
- ③ 「申請者又は建築主」の氏名又は名称の変更（売買等により権利を取得した者の場合も含む）

申請要領

- ① 変更設計住宅性能評価申請書及び添付図書を、A4版の紙ファイルに綴じて正・副 各1部提出して下さい。
- ② 自己評価書・設計内容説明書及び添付図書は、変更に係る項目のみ提出して下さい。
- ③ 申請書の構成は、申請書別表・申請書第一面～第四面（別紙）・委任状・自己評価書・設計内容説明書及び設計図（変更部分にマキング）等です。（設計住宅性能評価申請と同じ構成）

設計住宅性能評価書交付

変更申請された住宅（住戸）について新しい交付番号の設計住宅性能評価書を交付致します。

2) 「変更申告」が必要な場合・・・（建設評価申請を行っている施工中の物件に限る）

変更内容

- ① 評価結果を記載した部分の変更を要しない変更
 - a. 評価結果に影響しない住居表示等の変更（合筆等による地名地番の変更含む）
 - b. 住宅名称の変更
 - c. 設計者の氏名・名称・連絡先等の変更
 - d. 相続人その他の一般継承人の場合の、「申請者又は建築主」の氏名又は名称の変更
 - e. 申請者又は建築主の連絡先の変更
 - f. 評価結果（等級）に影響しない内容・表記事項の変更（次頁の変更申告例を参照）
 - g. 建築面積及び延べ面積の変更

申告要領

- ① 変更申告書及び添付図書を正・副 各1部提出してください。
- ② 変更申告書に性能表示事項・変更項目・変更内容を記入し、関連図面（変更部分にマキング）を添付して下さい。

注記 設計住宅性能評価書と建設住宅性能評価書の記載内容が相違する場合があります。
記載内容の整合を図る場合は、設計評価の変更設計住宅性能評価申請を行って下さい。

★『設計評価の記載内容に係わらない変更』が生じた場合

- ① 代理者の氏名・名称・連絡先の変更は、届出書（任意書式）を提出して下さい。
- ② 「住宅性能評価に係わる部分」の変更（施工状況報告書の変更等の内容欄への記載を含む）は、前記の「変更申告」をして下さい。
- ③ 「住宅性能評価に係わらない部分」の変更は、対応不要です。

★ その他（建設評価申請書の記載事項の変更）

- ① 建設評価申請書の記載事項が変更になった場合は、専用の「申請書の変更申告」シートに記入し正・副 各1部提出してください変更申告」して下さい。

【変更申告の例】（評価等級に影響しない変更）

- ・ 構造躯体等の軽微な変更
- ・ 設計評価に無い地盤調査・載荷試験や地盤改良を追加した場合（調査・試験結果添付） ※
- ・ 杭実長（支持層に傾斜有りなど：理由を明記する） ※
- ・ 火災時脱出対策の避難器具の有無変更 ※
- ・ 避難器具の種類変更：避難はしご⇒緩降機 ※
- ・ 排水縦管の掃除口の位置変更（掃除口の階変更⇒系統図添付）
- ・ 更新対策の躯体天井高さの数値が表示値を下回る場合 ※
- ・ 間仕切り変更（居室面積変更無し）
- ・ 間仕切り変更（居室面積変更⇒光視開口計算添付）
- ・ サッシ寸法変更（光視開口計算添付）
- ・ 光視環境の開口率・開口比の数値が表示値を下回る場合 ※
- ・ 断熱材の種類及び厚さの変更（熱抵抗値の計算添付）
- ・ 空気環境の局所換気・換気窓の有無変更 ※
- ・ バルコニー等の中止や形状変更による防犯窓の区分変更 ※

※印：設計住宅性能評価書と建設住宅性能評価書の記載内容が相違する場合があります。
記載内容の整合を図る場合は、設計評価の変更設計住宅性能評価申請を行って下さい。